

第七十八條
第七十九條

除名の決定は総て監事三分の二以上の出席を要し、出席者三分の二以上の同意によることを要する。加盟組合が解散し又は除名された場合は、本組合の財産を其他に譲渡する一切の権利を失ふものとす。

第五 章 公費並に公計

第八十條

第八十一條

本会の公費は本部費、地方評議会費、公費並に公計、公費三十分とす。産業別聯合会の結成、凡そ地方評議会、在りては産業別聯合会本部費、産業別地方聯合会費、公費並に公計、

第八十二條

第八十三條

第八十四條

第八十五條

本会の収入及び支出に關する事項は、本会と前記と其の承認を経ることを要す。加盟組合は、本会本部費を、地方評議会の日明支に中央評議会本部費に納入することを要す。中央評議会本部費は、本会本部費より臨時費の徴収を為すことを要す。本会の公計年度は、二月一日より翌年一月三十一日までとす。

第八十六條
第八十七條

但し本会の期日変更したる時は、本会本部費を以つて前年度の終りとす。本会の収入、支出に關する各年度の決算は之を本会に報告して承認を経る事を要す。本会の財産管理に關しては中央評議会本部費の連帶責任とす。

第六 章 附則

第八十八條

第八十九條

本会の規約に於て疑義を生じたる場合は、中央評議会の議決を以つて之を決定す。本則は一九三二年四月一日より之を實施するものとす。

以上